

第百四回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第 六 号

昭和六十一年三月二十日(木曜日)
午前九時三十一分開議

出席委員

委員長 福島 讓二君

理事 糸山英太郎君 理事 小澤 潔君
理事 西田 司君 理事 平林 鴻三君
理事 加藤 万吉君 理事 安田 修三君
理事 宮地 正介君 理事 岡田 正勝君
理事 伊藤 公介君 理事 白井日出男君
小里 貞利君 大島 理森君
大村 襄治君 左藤 恵君
坂本三十次君 自見庄三郎君
中川 昭一君 長谷川 峻君
細田 吉藏君 山岡 謙蔵君
五十嵐広三君 小川 省吾君
佐藤 敬治君 城地 豊司君
細谷 治嘉君 山下八洲夫君
小谷 輝二君 宮崎 角治君
吉井 光昭君 藤原哲太郎君
経塚 幸夫君

出席国務大臣

自治大臣 小沢 一郎君

出席政府委員

厚生省保険局長 幸田 正孝君
自治大臣官房長 津田 正君
自治大臣官房審議官 持永 堯民君
自治大臣官房審議官 渡辺 功君
自治省行政局長 大林 勝臣君
自治省財政局長 花岡 圭三君
自治省税務局長 矢野浩一郎君
消防庁長官 関根 則之君

委員外の出席者

第一類第二号

地方行政委員会議録第六号 昭和六十一年三月二十日

大蔵大臣官房参事官 塩田 薫範君
大蔵大臣官房企画官 坂 篤郎君
国税庁直税部法人税課長 熊澤 二郎君
厚生省保険局国民健康保険課長 近藤純五郎君
水産庁振興部開発課長 今村 弘二君
地方行政委員会調査室長 島村 幸雄君

委員の異動

三月七日

辞任

山下八洲夫君

補欠選任

上田 哲君

同日

辞任

上田 哲君

補欠選任

山下八洲夫君

同日

辞任

宇野 宗佑君

補欠選任

自見庄三郎君

同日

辞任

小里 貞利君

補欠選任

湯川 宏君

同日

大島 理森君

補欠選任

白井日出男君

同日

自見庄三郎君

補欠選任

三月十五日

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案(内閣提出第六七号)(予)は本委員会に付託された。

三月十四日

地方財政の充実に関する陳情書外三件(奈良県議会議長浅川清外六名)(第一三三三号)
国庫補助負担率引き下げ反対に関する陳情書外二十八件(徳島県議会議長板東莊次外三十四名)(第一四四号)
地方自治制度に関する陳情書外五件(福島県河沼郡河東町議会議長綿川敏夫外五名)(第一五五号)

地方税法の改正時期に関する陳情書(兵庫県市議會議長会会長加西市議會議長仲田忠雄外二十名)(第一六六号)
退職地方公務員の共済年金等の改善に関する陳情書(横浜市中区本牧町一の二二八金子勇一外十四名)(第一七七号)

市町村行政の確立強化に関する陳情書(鹿児島県揖保郡地区市町議會議長会会長揖保郡額賀町議會議長津曲洋)(第一八八号)
過激派集団による暴力的破壊行為の根絶に関する陳情書(栃木県議會議長岩崎美)(第一九九号)
新産業都市地域整備に関する陳情書(四国市議會議長会会長松山市議會議長大西俊雄)(第二〇〇号)

地方事務官制度の廃止に関する陳情書(岩手県二戸市議會議長阿部敬四郎)(第二二二号)
関西国際空港建設に係る警察体制の整備強化に関する陳情書(近畿二府六県議會議長会代表和歌山県議會議長松本計一外七名)(第二二二二号)
警察官の増員に関する陳情書外一件(奈良県議會議長浅川清外一名)(第二二三号)

新産財特法の期間延長に関する陳情書(東北市)

議會議長会会長盛岡市議會議長千葉正(第一五六号)は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

○福島委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。佐藤敬治君。

○佐藤(敬)委員 地方税法の審議で、今度国民健康保険税の課税上限が二万円方上がることに提案されておるようでございます。それで、その主な責任というか所管である厚生省から保険局長に来ていただいておりますが、何か用事があるそうなので先に質問させていただきますと存じます。

この前の国会で、退職者医療制度の発足に伴って一加入者が何人あるか、それで四百六万人という加入を前提にいたしまして補助金を約六・五%削りました。しかし、その結果、思わしくなく四百六万という政府の見通しどおりに加入者がふえない。そのために、補助金を削られた各保険者、市町村は大変難渋いたしました。大きな問題にこの前の国会でなりましたのは御承知のとおりで、私もここで局長さんいろいろ御質問申し上げたわけでありまして、その後、政府は、四百六万人は絶望だ、不可能だ、こういうので、現実に二百六十四万人ですか

しか加入がなかった。それで切りかえたようであります。それで、その出た赤字をこの前の六十年度の補正で一千三百億ですか、三分の二出したようですが、まだ三分の一残っておるわけで、それが一つの赤字要因になっているのと、同時に今度、四百六万人分のほかの保険者から出してもらった拠出金の千八百八十六億のうち五百八十九億、これは今度返さなければいけない、こういうふうな事態になつてきたわけであります。そこでこれを含めて一千三百億補充した、こういう格好になつてゐると思ひます。

端的に質問いたしますけれども、問題は、六・五%、補助金を切りましたね。ところが六・五%ですと、結局四百六万人加入者があるという前提で六・五。ところが二百六十四万人しかない、こうなりますとその差額の分が余計補助金を切つたことになりま。これを訂正しませんが毎年毎年この差額の分が国民健康保険財政の赤字の要因として常に残つていく、こういうことになると思ひます。そこで、これを私は訂正しておくべきではないか、こういうふうに思ひますが、いかがですか。

○幸田政府委員 国民健康保険の退職者医療の問題につきましては、昨年の当委員会におきましても委員から御指摘をいただいたところでありますが、ただいまお話のありましたように当初加入見込みに比へまして、最新の数字で申し上げますと、今年一月末現在二百九十五万人ということに加入者がとどまつております。そのために昭和五十九年度と六十年度の二カ年度分につきましては、六十年度の補正予算で千三百六十七億円の補正をさせていただいたわけであります。

御指摘は、国民健康保険の国庫補助率を切り過ぎ、補助率を引き下げ過ぎたのではないかと、こういう御指摘だと思ひますが、実は、一昨年医療保険制度の改革に当たりましては、私も、国民健康保険あるいは被用者保険を通じて全体的に国庫補助を含めましてどういふ姿であるべきかということの検討をいたしました結果、国民健康保険

につきましては医療給付費の二分の一を補助するという制度に改めたものであります。国民健康保険につきましては、五十八年の二月に老人保健制度が既に創設をされておりますことや、今御指摘の退職者医療制度の創設、そういったことによりまして老人の医療費というものが相当に軽減されるということも踏まえまして、従来の国庫補助システムを改めまして社会保険システムという基本の上に立ちまして、その半分、医療給付費の二分の一は国庫補助をする、残りの二分の一は保険料で賄つてもらう、こういうシステムにいたしましたものであります。御案内のように二分の一という国庫補助は比較的高率の補助でありまして、現在の国の財政状況から見ましてこの補助率を引き上げると、二分の一、五〇%以上に引き上げるといふことは極めて難しい問題である、こう考えております。

私も、しからば今後の国民健康保険の運営をどうするかということでありま。けれども、幅広く制度改正を含めまして検討をしていきたいというのであります。何分にも国民健康保険は他の被用者保険に比へますと、七十歳以上あるいは六十五歳以上のお年寄りを相当多く抱えているわけでありまして、そういった意味で負担の不均衡というものが国民健康保険と被用者保険の間にはかなり現在でもございます。老人保健制度によりましてある程度は是正をされておりますけれども、そういった老人医療費の重圧というものをどうするかということでありまして、私も、医療保険制度の改革に当たりましては負担の公平ということを政策目標に掲げてゐるわけであります。そういった観点から老人保健法の改正もお願いをいたしてゐるわけであります。その結果といたしまして国民健康保険の財政には相当の益するところがある、こう判断をいたしてゐるわけであります。そういったことなどを含めまして、制度改革も含めた幅広い検討のもとに今後の国民健康保険財政を考えてまいりたいと思つております。

○佐藤(敬)委員 そうすると、この二分の一補助というのは、今こで三八・何%ですか、切つたのは三八・何%ですね。あれが二分の一に当たるということですか。そうですね。

○幸田政府委員 国民健康保険は、従来は医療費全体に對しまして四五%の国庫補助をする、十割の中で三割は患者さんが負担をする。もちろん、高額療養費制度がありますから具体的な実際の給付率は七七%程度、七割七分ぐらゐになるわけでありま。残りの二三%は患者が負担をする、四五%は国が補助をするということでありまして、その残余は保険料で賄う、こういう仕組みでございまして、一昨年の改正の際にその七七%の二分の一を国で補助をいたします、医療費ではありま。医療給付費、保険で給付をいたしますもの二分の一を国で補助をするということ、結果として三八・五%、給付率が若干移動いたしますから、現在では三九%近いのではありませんかと思ひますが、改正いたしましたときの考え方は今申し上げたとおりであります。

○佐藤(敬)委員 そうしますと、今私が申し上げてゐるのはその原則的な問題じゃないのです。あなた方は四百六万人という前提でもつて、その半分のものというので六・五%切つたわけですね。ところが、その四百六万人が崩れたわけですから、あなた今二百九十五万人とか言つたけれども、新たな現実の数字でもう一過計算し直さなければいけないのではないかと、私はそう申し上げてゐるのですが、いかがですか。

○幸田政府委員 先ほども申し上げましたように、五十九年度と六十年度の退職者医療対象者数などの見込み違いによります影響額につきましては、六十年度補正予算で措置をさせていただいたところであります。

六十一年度以降どうするかという問題でありま。が、やはり国民健康保険にとりまして一番重圧になっておられますのが老人の医療費であります。五十八年の二月から老人保健制度が創設をされま

して、その結果かなり国民健康保険財政の負担軽減になつてゐるわけでありま。が、現在でも、具体的な数字を申し上げますと、制度別の加入者数千人当たりどのぐらゐの老人を、原則として七十歳以上のお年寄りでありま。が、抱えてゐるかということをお願いすると、実際といたしましては、政府管掌健康保険は四十三人、それから健康保険組合は二十九人、国民健康保険は百二十五人を抱えているわけでありま。それを五十八年二月から創設をされました老人保健制度によりまして、政府管掌健康保険は五十五人、それから健康保険組合は四十七人、国民健康保険は百人というふうには正をいたしたわけであります。が、今お願いをいたしております老人保健法の改正によりましてこれを全部の制度が行く行くは公平に抱えていただく、どの制度も千人当たり六十九人抱えていただく、こういうふうにお願ひをいたしたい。このことによりまして、現在、百二十五人抱えております国民健康保険は六十九人に軽減をされるわけでありまして、その結果として国民健康保険財政には相当の好影響がある、こういうことを判断いたしておるわけでありまして、そういった施策を含めまして今後の国保財政の安定を考えていこう、こういうことでもあります。

○佐藤(敬)委員 あなた方は公平、公平と盛んにさつきから公平を主張してゐるのですが、大体国保というのは余り公平な制度じゃないのです。あなた御承知のとおり、例えば組合健保でも政管健保でもいいけれども、丈夫で給料が高いときは自分でさんざん使つておいて、そして失業すると国保に入つて、病気になるやうい、給料は低い。初めから公平じゃないのです。だから、国が余計補助しなければいかぬ、国が支えていかなければいかぬので、それをただ、ほかの被用者保険と国保が不公平だからこれを公平にしなければいかぬ、こういう主張は成り立たないと私は思ふのです。そうすると、年とつた人は皆うば捨て山で、どこかへつぱり出されることになるのですよ、その理論をあれしつていくと。

今、あなた方は老人保健だ、老人保健だと盛んに言っていますけれども、それとこの問題は違うのですよ。なぜこれが大きな問題になったかと言いますと、あなた方は四百六万人が絶対大丈夫だ、加入者の一〇%がいれば絶対大丈夫ですと言つて、もう町村会や市長会や、あらゆるところに行つて全部これを約束して歩いた。国会でも全部答弁して歩いた。それがもう何にもできないで、半分もあの当時はできないで、えらい騒ぎになつて、町村会や市長会があなた方にペテンを食らつたとまで言つてゐるのだ。私は、この前のときにあなたにあれしましたけれども、本当に大変な不信感がある。私はここに議事録を持ってきています、あのときあなたも、これはお互いの不信感を直さないうちはこの問題は解決しませんと答弁してゐるのですよ。問題はそこにある。今度は、あなた方は退職者医療制度をカバーするために老人保健でカバーします、そんなことを言つたつて、またごまかされるのじゃないかと必ず思うのですよ。

要するに、信頼感を取り返すためには退職者医療制度であなた方にだまされたと思つてゐるあの人たちをきちつとやるためには、人数というものを現実に合わせて、それに合わせた補助率というものをもう一遍改革しておかなければ、保険者は安心しないと私は思うのです。だから、信頼感を取り直すために現実の数字でもつて新しい補助率を決定すべきじゃないか。これをやりませんと、また来年どうするか。六十一年度になると、あなた方は特別調整交付金というのを廃止するといふのでしよう。そうですね。——そうなんですよ。もう何にもこれをカバーしてくるものがない。そうすると、ことしの六十年度の補正予算みたいな、ない金をあちこちから集めて、三分の二でしようが、ない、あるだけやるのだから我慢してくれという格好になつて、また来年も同じように補正を組んでやらなければいかぬことになるのですよ。そうでしょう。赤字の要因がかなり出てくるのですよ、差額の分が赤字になつて出てきます

から。だから私は、四百六万人という三八・五、これではなくて、あなたがさつき言つた二百九十五万人でもいいですよ、とにかくそれに合わせてもう一遍補助率を計算し直して、このとおりですよ、こう言つて保険者に示すことによつて、あなたがおつしやるどころの信頼感というものも取り直して、そして納得して国保をやるといふことになると思います。

私は、あなたが老人保健から来るから大丈夫だ、大丈夫だと言つても、本来この問題とその問題は別の問題です。老人保健が果たしてそうなるのかどうか、これはかなり議論がありますよ。一方的に、老人保健でもつて退職者医療をカバーするから大丈夫だ、そんなことを私は信用できません。しかし、今はそれを議論してゐるときではなくて、退職者医療制度であなた方が明らかに間違つて、そして間違つたといふことを自分で認めてゐるのですから、そうしたならば認めたとあなた方は現実の数字でもつて補助率をきちんと直していかなければ、これは単年度の問題じゃないから言ふのですよ。ずっと長くこの問題が国保の財政の赤字要因として残つていく、そしてやはりだまされたのだという感じを持ちますからね。だから、現実の数字で、あなた方が最初に発表した二百六十四万でなくともいいですよ、二百九十五万でもいいから、その数字でもつて補助率というものをもう一遍直して、このとおりですと示すべきだと思ひますけれども、いかがですか。

○幸田政府委員 昭和五十九年の医療保険の改革の際の考え方は先ほど申し上げたのであります。が、やはり社会保険システムといふものを日本の場合には基本にしていきたい、したがつて、医療給付費の二分の一という補助をする、残りの二分の一は保険料で賄う、こういうシステムが適当でないかという判断のもとに、国民健康保険についても改革を行ったわけであります。退職者医療の対象者数等の見込み違いによりまして市町村にいろいろな影響を与えてゐることは御指摘の面があ

りますけれども、私どもやはり将来の国民健康保険、これからの国民健康保険というものを考えました場合には、老人といふものが、今のうちに医療保険制度が分立をいたしてござりますとどうしても国民健康保険にしろ寄せになりまして、国民健康保険に多く傾くことになりまして、そういう意味合いからいたしまして、老人保健制度の改革を御提案申し上げておりましたのはそういう負担の不公平をできる限り是正しようといふことの一端でありまして、私どもは国民健康保険も含めて全体的に五十八、九年以来医療保険制度の改革に取り組んでゐる、その一環としての退職者医療制度の創設であり老人保健制度の改革であり、一言で申し上げますと給付と負担の公平を図る、こういうことでありまして、そういう意味で国民健康保険の問題を考えてゐるということでありま

す。現在でも国民健康保険は無職の方が全世帯数の二割、千五百万世帯、約三百万の方が無職の世帯であります。こういう世帯といふのは今後老齢化とともにますますふえていくわけでありまして、そういう今後の高齢化社会といふものを考えまして、国民健康保険を幅広く、どう持つていくかという観点で老人保健制度の改革もお願いをしてゐるということでありま

す。○佐藤(敬)委員 ちよつと聞いていますと、あなた、今の問題と、それから時間がないかもしれないが私は後で聞こうと思つていますが、あなた方これから国保を改革しようといふことですね、いろいろ案はあるようですが、それと混同してゐるのじゃないですか。将来こうやりたいから今のは我慢してくれといふふうな聞こえるのですが、私は、これはそれは別の問題だと思ふのですよ。そんないつできるかわからないようなものを持つてきて、やるつもりだから我慢してくれといふたつて、国保は今崩壊寸前にあるのですよ。

自治省の担当の人、どなたですか。税務局長、矢野さんにお聞きしますが、私が今議論したのをあなたは聞きまして、現実に四百六万人いなくて、二百六十四万人しかいないのです

よ。それははっきり厚生省でも認めてゐる。それなのに、四百六万人分補助金が来ている。それは足りないのですよ。二百六十四万人しかいない。そのためにその差額が赤字になつて大きく出てきて、あなた御承知のように日本じゅうの、三千三百のうち二百くらゐあるけれども、あとはほとんど皆値上げしてゐるのです。値上げは絶対させないといつて約束してゐるのですよ。しかも、これは私がさつき言ひましたが、保険局長はこういうふうに言つてゐるのです。問題は、国と市町村との信頼関係の問題である、だから、できるだけこれを何とかしなければいけないと自分で発言してゐるのですよ。

そこで、私は改めてお聞きしたいけれども、一時的に毎年補正予算を組んでゐると毎年補正を組まなければいかぬ。ところが、今の状態であると組めるか組めないかわからないでしよう。補助金をぶつた切つたままにして置く、それがそのまゝ毎年赤字の要因になつて残つてくるでしよう。そうじゃないですか。そうすれば自治体の財政を担当するあなた方としてどう思ひますか。私はこんなのを残して置いたら迷惑だと思ひますけれども、どうですか。

○花岡政府委員 国保におきまして退職者医療制度の創設に伴ひまして見込み違いがあつた、またこれに対する措置の問題につきまして先生の御指摘のとおりだと私も思つております。

ただ、昨年の十二月でございしたか、この補正予算におきまして千三百六十七億二千五百万円という措置がなされるに、市町村の代表と申しますか、市長会あるいは町村会といったところと国保財政危機突破対策本部といふところで厚生省に申し入れをいたしました。「退職者医療制度の創設に伴う市町村国保の財政影響については、国の責任で解決すること。それから「昭和六〇年度の市町村国保の収支の状況により、今回の補正措置によつてもなお所要の財源措置を講ずる必要が生じた場合には、国は誠意をもつて措置すること。」それから、先ほど来保険局長から御答弁にあ

りますような「市町村国保財政の長期的安定を図るため、老人保健の加入者按分率を一〇〇パーセントとする」ことを目的として制度改正を実現すること。」このようなことを申し入れをいたしました。当時の厚生大臣から、今後ともこの問題については市町村国保の運営の安定化を図るために誠意を持って最大限の努力を払う所存であるという回答があったわけでございます。そういうことで市町村の方も一応納得された。

しかし、これが埋められるかどうかという問題になりますと、今後の推移といえますが、まず老人保健制度の改正ということが的確に行われなければ今後の問題は解決しないであろう。しかも、これでどうなるかの問題がございすけれども、この改正を私も見守りながら、そして各年度の退職者医療制度の財政に及ぼす影響というふうなものを見守りながら、なおかつ、制度改正されないで穴があくというふうな場合には、私も所管省に対してこの穴埋めについては的確な措置をしていただきますよう要請をしております。

○佐藤敬委員 市町村などというのは大変国に対しては弱いものだから、三分の二で我慢してくれと言えやむを得ず我慢するのです。今回の六十年の補正でも全部埋めたわけじゃないのですからね。三分の二しか埋めていない。三分の一は残っているのですよ。来年また同じやり方をすればまた三分の一残るのです、もし埋めれば、埋めないと埋められども、もう来年からは特別措置やめたなんて言っているものだから、多分埋めないと埋められども、埋めなければまるまる残ってくる、補助金をぶった切った差額の分が、それが毎年残っていくのですよ。今財政局長は的確に埋めていくと言われども、初めからの確じやないのです。埋めるならばきちっと埋めなければいけません。きちっと埋めることを、絶対迷惑をかけないといふことを約束しながら三分の二しか埋めていないのです。三分の一は残しているのです。まして、長年後年度に尾を引く補助率をこのまま残

しておけば、それがいつまでたつてもなるのです。そのうちに、いや健保から金が来た、これが来た、あれが来たといつて何もわからなくなつてしまふかされてしまうのです。ところが、それは現実にはずつとこまでも、この制度が改革になれば別ですが、ある限りは赤字要因として残つていく。

だから、信頼関係を取り戻すためにはこれをきちつとしておくことが一番大切だと思いますよ。ぜひこれだけは、幾らでもないのですけれども、数字できちつとあらわれてきていますから、補助率というものを現実の数字でもつてもう一遍計算し直す。そうすると、町村会にも市長会にも何も言うところを与えなくてもいいと思う。

ただ、老人保健の問題は、あなたさつきから老人保健でカバーすると言いが、それが果たしてカバーになるかならないかといふことは今議論している時間はありませんけれども、私は必ずしもならないと思ひますよ。必ずしもあなたの方言うようにみんな老人保健であれだといふふうにはならぬと思うのです。あなたの方、国保が困つた、困つた原因は老人保健だ、それから退職者医療だ、何とかこれを実現してくれと言つて、ようやく老人保健が実現したけれども何にも国保財政はよくなるまい。よくなつた分をあなたの方がかつたらつてしまつたからだ。そこを助けたから何ぼかよくなるのであつて、よくなつた分を持つていけばもとのもくあみじやないですか。退職者医療制度だつて同じですよ。あるある、四百六万あると言つておいて何もない、半分しかない。そして、それを三分の二しか埋めなければまた悪くなるのです。せつかく何とかやつてくれという願望の制度をつくりながらますます国保財政は悪くなつていく。老人保健だから国保の財政がよくなるということは私は信じられない。恐らく町村会も市長会もみんな信じてないと思ひますよ。だからせめてこの点だけは、はつきりと出てきているのだから、もう一遍あなたの方、自分が間違つたといふことをはつきりと世上に発表して、間違ひましたと

言っているのだから、深くこのところも、間違ひに基づいた補助率の率をもう一遍現実の数字に合わせて計算し直すのが当たり前じやないですか。どうですか大臣、あなたの意見は。

○幸田政府委員 改めての御指摘でありますけれども、私も、私どもは医療保険の全体的な改革の一環として国保の制度改正あるいは老人保健制度の創設ないしはその改正を行っているわけでありまして、そういう意味合いで国民健康保険について二分の五〇％の医療給付費の補助という考え方である問題は取り組んでいるわけでありまして、今のせつかくの御指摘でありますけれども、私どもとしましては国庫補助率を現行以上に引き上げるといふ考え方はございせん。老人保健制度その他もろもろの制度改革によりまして、国民健康保険に重点がなつております老人医療費といふものを中心にして国保の財政安定を図つていこう、こういうのが私どもの基本的な考え方でありまして。

○小沢國務大臣 医療の問題は大変難しい問題ですけれども、特に今回のことによつて生じたこととございす。したがひまして、その点につきましては、状況の推移を見なければ一概には言えませんが、政府の責任はより重いものであらうと思ひます。したがひまして、この点につきましては、先ほど財政局長も答弁いたしました。政府としては十分誠意を持ってこれを支障を来さないようにしなければならぬ、そのように考えております。

○佐藤敬委員 時間がないからこれでやめますけれども、あなたが御帰りになるそうですが、国保課長に聞いたつてとてもそんなに答弁できないでしようからやめます。また補助金カットの連合審査もあるでしようし、交付税の審査もありまして、そのとき時間をもらつてもう少しやりたいと思ひますのできょうはこれでやめておきます。しかし、もう一遍最後に念を押してあれしますけれども、あなた方は完全に自分で参つた、間違ひ

ましたと言ひながら、その間違ひによつてきた数字を訂正しないという態度は少しかたくなだと私は思ひます。しかも、これは二分の一じやないですよ、四百六万人の分で二分の一と言つてゐるのです。ところがそうじやない、あなたの数字でも二百九十五万人で二分の一という、もう一遍計算し直さなければいけません。それを自分の間違ひを認めておりながらその結果を訂正しない、こういうかたくなな姿勢といふのはちよつと私は合点がいかない。もう一遍後でまた機会を求めておいで願つていろいろ質問したいと思ひます。あなたの場合はこれで終わりますからどうぞお帰りでください。時間がなくなつたので国保課長さん、いいです、帰つてください。時間が足りなくてあなたに質問する時間がなくなつたので後でまた……。

今度は自治省にお伺ひします。一番先に大臣にお伺ひしたいのです。本日は所信表明をお伺ひするつもりだったので、きょう初めて大臣にお伺ひしましたのでお伺ひします。

去年の国会で大きな問題になりました補助率の一割カットがありますね。あれが委員会でも連合審査でもあらぬところで大問題になりましたけれどもも随分質問しました。各党各位みんながこれを中心にしていろいろ質問しました。自治大臣は、きょうはおられるからあれだけけれども、全部大丈夫大丈夫だ。来年になるともつと悪くなるんじやないか、いや絶対大丈夫です、来年になればもとのに返ります、再三再四答弁しているのですよ。ところが、ことしになつてみたらよくなるどころか、去年片道びたなら今度はことしは往復びたんですよ、もつともつと倍も悪くなつておる。あれだけ多くの長い時間をかけて、あれだけ多くの人がいろいろ熱心に勉強してきて質問して、そしてそれに対する大臣の答弁が大丈夫です、必ず来年はもとどおりになりますといふことを答弁している。そしてその答弁と全く逆の結果が出ていけば、あれだけ熱心に我々が一生懸命

国会で質問したのは一体何だろうか。まことにむなしのです。まことにむなしの。私は、だから故意にうそをついているのか、うそなんて言うか怒られるかもしれないが、わかつていて故意にああいう答弁をしているのか。本当にそれをそのとおりに信じてやっているならば、これはまことに先の見えない政治家だと思ふのです。あんなに時間をかけてあんなに一生懸命やったのに、何の価値もない。無価値ですよ、今になってみると。もう少し建前じゃなくしてお互いにきちっとした、本当にこれは難しいぞ、じゃどうすればいいか、こういう答弁に入っていくか、ただ建前で大丈夫です大丈夫です、次の年になったら全く大丈夫じゃなかった、これの繰り返しだと何にもならぬと思うのですよ。いかがですか。私はそう思つて、そういうことに対する大臣の御感想をお聞きしたいのです。

○小沢国務大臣 先生のお話のように、昨年来の経過につきましては私も聞き及んでおります。私どもといたしましては、特に補助負担率の問題につきましては本当に国と地方とどういう仕事を分担し、それについてどういふ負担をお互いにしていくなのか、そういう議論の中から出ていかなければならないものであるということを主張してきたものであります。

さらに、先生がもつとお互い実情を踏まえた、腹を割つた議論を委員会においても展開すべきではないか、その点につきましては私も全く同意であります。今日のような国の財政も非常に厳しいことは間違いない、もちろん地方も厳しい、しかしお互いが協力してやらなくてはならないじゃないか、これも本当であらうと思ひます。

今回、六十年度予算編成以後、その本来の趣旨のつとりまして関係会議やら検討会やいろいろと議論をしまつたものであらうと思ひます。私どもといたしましては、今回の六十一年度の予算編成につきましては十分とは言えないと思ひますけれども、基本的な考え方として、社会福祉の保障制度の面においてその考え方のつとつ

た形で行われたという意味におきまして今後さらにはその考え方を推し進めていかなければならないと思ひます。いろいろな国と地方の関係において、補助金の政策目的を達したものであるいは特にいろいろな縦割りの省庁の中でダブつた補助金のあり方とか、そういうこともたくさん現実にはあると思ひます。しかし、それをすばつと一刀両断解決できるようなものがあればいいですけれども、現実にはなかなかそういうわけにもいかぬというところの中で今日のような状況になつておるのであらうと思ひます。私も特に地方を代表して、それを政府の中でその政策に反映させる役割を本来的に持つておるものでございますので、これらの補助負担率の問題につきましても本来の筋道を立ててその中で議論し、主張していかねばならない、そのように考えております。

○佐藤(敬)委員 議論が結果的に実るか実らないかというか、実現するかしんないかは別にして、苦しいことはみんなわかつているのですよ、国家財政から何から。だから、その中でどういふうにするかということをもつと中身の問題にしませんと、こつちで一生懸命質問した、いや絶対にできます、結果は何もできなかつた、これじゃ本当に空虚な議論になつてしまふから、何にもならぬから、何かそこらをもつと中身のある議論をいつてまして、この問題だけではないでそういうふうにしたらいじやないかという考え方です。

それで、財政局長でもいいですが、政府は税制を抜本改正をしようといひますが、やはりその中で見てみると、どうも形として所得税が大減税になる、今度はその財源として考えているのは大型間接税みたいなことをどうも考えているのじやないか。こういうふうになつてきますと、そうすると今度は所得税は交付税の、三税の財源になつてくるけれども、間接税の方は三税から外されつと下がつてしまふ。それを考えておく必要があると思うのですが、これはどういふふうになるのですか、何かお考えはありますか。

○花岡政府委員 今後の検討されます所得税減税といひますか、この減税の内容とかあるいは減税財源をどうするかというふうな問題につきまして、現在、状況がよくわかつておりませんけれども、地方交付税制度は、先生常におつしやつておりますように、やはり国と地方との間の最も基本的な財源配分にかかわる問題でございますから、私もこの改正がどのようになるのかということについては常に十分注意をしながら、その対応を考えていかなければならないと考えておるところでございます。

基本的には、地方財政の自主性の向上及び健全化のためには、この地方交付税の総額の確保ということは絶対に必要なことでございます。どのような方策を考へるかということでございますが、具体的には現段階での状況はよくわかりませんが、やはりその点につきましてもございませぬけれども、あるいはリンク税目の問題、こういったこともあわせて検討して、交付税総額の確保には最大限の努力をしたいというふうな考えておるところでございます。

○佐藤(敬)委員 十分気をつけて、ひとつ検討していただきたいと思ひます。

それで、問題になつております社会保険診療報酬に対する事業税の非課税の問題についてお伺いしたいのですが、これを政府税調が最大の重点にして、わざわざ念を押してこれは必ずやりなさい、今度は特に重点にしてやつてきました。これは今度はなぜ出さないのでか。

○矢野政府委員 御指摘のように、社会保険診療報酬に対する事業税の実質非課税措置の問題は、私どもといたしましては税制の公平化推進のために残された最大の課題の一つである、このように考えておりましたし、また政府税制調査会においては既に過去二カ年にわたつてこれを撤廃せよ、こういう御答申をいただき、さらに今回の六十一年度の税制改正の答申に当たつては、これだけ言つておるのにまだできないのは一体どういふこと

か、即時撤廃せよ、大変厳しい調子の御答申をいただきました。もとより、私どももこういった従来からの政府税調の御答申の経緯を踏まえまして、この問題に対して全力を挙げて取り組むべく検討の俎上に上せたわけでございます。

この問題につきましても、かねてよりいろいろ議論のあるところでございますけれども、税制改正の折衝の経緯におきましてはやはり議論になりましたのが、一つは医療あるいは社会保険診療というふうなもの性格、こういったものが他の事業等とやはり異なるのではないかと、こういうような御意見、あるいは先ほど来も御議論があつたようにございまして、昭和六十一年度に予定されております老人保健制度の見直しの問題、あるいは薬価基準の引き下げ等に伴う医療経営の実態、こういったものの変化を見きわめる必要があるではないかという意見、あるいはさらに、こういった問題はやはり三十年來の制度を改正するものであるから、税制の抜本的な見直しの中でやはり医師課税全体の問題として検討すべきではないか、こういったような御意見、そのほかいろいろ御意見がございまして、率直に申し上げますとやはり議論が多かつたところでございます。

私どもとしても、この問題は抜本改正を待たずして当然公平化の推進の一環としてでもやはり実施すべきである、こういう考えのもとに取り組んだわけでございまして、残念ながら税制改正についてこの問題についてコンセンサスを得るに至らず、政府税調の極めて厳しい御答申にもかかわらず実現を見なかつたこと、力不足の点、大変私どもとしては残念に存じております。今後ともこの問題についてはさらに引き続き努力をしてまいりたい、そういう覚悟でございます。

○佐藤(敬)委員 あなた方は、政府は、税調とかがいわけばそういうような機関の答申はもう最大限尊重するといつても言つてゐるんですよ。もう二年も三年も、しかも念を押して、あれだけ政府税調がわざわざ総理大臣に念を押してやつてゐるのにやらぬというのは、尊重するといふあなた方の

趣旨と全く逆ですね、これは。ところが、一方ではたばこ消費税があるんですね。政府税調が何にも答申しないのに、たった一晩のうちに二千四百億出てきた。これは全く——そうすると合意は得ているのですか。何の合意もないのに突然出してきた。これは全くそれこそ審議会無視ですよ。税調も何も全く無視している。片方ではこんなに無視しているのに、片方ではこんなにやっているものを何もやらぬ。こういう両方突き合わせますと、あんな政府税調とか審議会というのは何も要らないでしょう。答申しても聞かないし、答申しないものはどんどん出してくるし、何も要らないでしょう、あんなのは。どうですか大臣、こんなのは何のためにつくっているんですか。

○小沢国務大臣 たばこの問題につきましては、再三大蔵大臣もひたすらお話を言っております。それからそれはそれといたしまして、このいわゆる医師の特別の税制の問題につきましては、これは御指摘のとおり何度も言われておるわけでありまして。私の感じではそろそろ当事者も決着をつけなければならぬ時期に来ておると感じを持っておりますのではないかと思います。したがって、今年でできなかったのは甚だ残念でございますが、もうこの問題に終止符を打って決着をつける時期に来ておるのではないかと、その方針で今後も対処してまいりたいと考えております。

○佐藤(敬)委員 これは、最大の問題になっておった一人法人が今度できたのです。もう一番大きな医師会のよりどころというのがないんですよ。何のためにこれをやっているのか。あなた方、常に税の公平公平ということを盛んに言っているけれども、その不公平の中の最大のものとしてそれこそこれはコンセンサスがあるのですよ、国民的コンセンサスが。それを、最も信頼する税調がやれと言った最重要点にできて、これでもまだ何がコンセンサスがないのですか。矢野さんにさっき聞いたけれども、何のためにこれを出せないのか、結局は医師会がおっかないから出せないというだけの話でしょう。医師会にも何の理由もない

のですよ。最大のよりどころにした一人法人ができてきちゃった。それなのにまだ出さぬ。今大臣から、幸いと言えおかしが、もう終止符を打つときで、来年度でか今度の補正か何かで出すのですか、これは。どうですか、来年度で出すということをお約束できますか。

○矢野政府委員 先ほどもお答えを申し上げましたように、私もどしどしはとにかくこの問題については全力を挙げてやるべきだ、政府税制調査会の答申、これは本当に尊重していかなければならぬという考え方のもとに取り組んだわけでございます。しかしながら、今申し上げましたように、医療そのものをめぐる情勢等に関する御意見、あるいは御異論等が多く、残念ながらここに至らなかったわけでございます。御指摘のように一人法人の実現を見、これが今後どういうような形で普及してまいりますか、この辺の状況はまだつむびからかではございませんけれども、そういうことも一つの大きな環境の変化になっておると思っております。私もどしどしは引き続き全力を挙げてこの問題に取り組みたいという覚悟でございます。

○佐藤(敬)委員 ぜひひとつこれは出していただきたい。でないと、いろいろと公平だ何だと言ったってそれこそこれも信用しなくなりますよ。必ずこの次は出すようにひとつ頑張ってくださいと思います。

まだ少し時間がありますから、ちよつとまた聞きますけれども、住民税の非課税の限度額のところ、生活保護基準との関係で非課税の限度額を修正しましたけれども、もう一つ夫婦のところ、生活保護基準よりも非課税限度額のところ、低いのですよ。これは直せないのですか。

○矢野政府委員 今回の改正案におきまして非課税限度額の引き上げをお願いいたしております。この非課税限度額につきましては、端的に申し上げますと、御指摘のように生活保護基準との関係を常に念頭に置いて、これと同程度以下の場合には住民税の負担というものを課さないようにするというのがその考え方でございます。率直に申し上げます

と、直接の理論的な結びつきがあるわけではございませんけれども、そういうことを常に念頭に置いておるということでございます。

御指摘のように、今回の場合、夫婦子供二人の場合あるいは子供一人の場合、独身の場合、こういった場合についてそれぞれ計算をいたしますと、前年度、すなわち六十年の生活保護基準よりも非課税限度額の方が上回るという格好になるわけでございますが、確かに夫婦の場合のみが、生活保護基準額が百三十万七千円であるのに対して百二十八万円で若干下回っておるわけでございまして。この夫婦の場合は実は五十九年、六十年におきましても下回っておるわけでございまして、一定の今回お願い申し上げておりますような二万円の引き上げということになりますと、どうしてもこのところがカバーできないわけでございます。生活保護にはいろいろな態様がございまして、それらの態様のすべてについてこれをカバーできるように十分な余裕を持つて引き上げることがなかなかできないというようなところから、やはり原則としては標準世帯、夫婦子供二人に焦点を当てて引き上げ額の幅を決めておるところでございます。そういう意味では確かに夫婦二人の場合にカバーできないという点はもう御指摘のとおりだと思いますが、先ほど申し上げましたように、それぞれの態様にすべて対応できるようにというところまではなかなか実はまいらないと考えております。

夫婦の場合にどういうケースが多いか、いろいろ難しいのでございますが、例えば考えられますのは老年者の場合などかなりあらうかと思えます。そういった老年者の場合などは、しかし住民税の方におきましては一方で独自の制度として合計所得金額百万円を超えなければ課税をしない。これは収入ベースにいたしますと百六十万円を超えるわけでございます。そういった制度もございまして、その辺をもつてある程度対応ができるのではないかと、このように考えておるところでございます。御了承を賜りたいと存じます。

○佐藤(敬)委員 大変な答弁で、ごり押ししたと言つていいか悪いかわからないような答弁ですが、ひとつお考えになっていただきたいと思います。余りぶつた切つてしまつたので時間が少し余つたので、最後にちよつとお伺いします。これは予告しておかなかったものであれですが、京都市の古都税、お寺と京都市が盛んにけんかしてしまつたに解決を見ないでいるのですが、あれは一体どうなっているのですか。

○矢野政府委員 古都税につきましては、かねて当委員会でも、昨年の春等御質問ございましたが、その後、昨年の四月の初めに許可をいたしました。許可をいたすまで随分いろいろ両当事者と申しますか、市とそれから特別徴収義務者である寺院側との話し合いを進めるようにということでも私もそのように指導助言をしたところでございまして、残念ながら完全な了解がつかないままに実施されたわけでございます。

現在、対象寺院のうちの一部分がいわゆる拝観停止というように古都税の徴収に対して反対をしておるという状況にあるわけでございまして。ただ、京都市の方は要件に合致するとして許可を受けて実施をした条例であり、それは市議会において議決をされたものでございまして、その実施について全力を挙げる一方、なおそういった寺院側との話し合いによつてできるだけ混乱を避けたという気持ちのもとに対応しておるところでございます。

いづれにいたしましても、地元でもいろいろ動きがあるようでございます。いろいろなあつせんに入られた方々がございまして、また京都の市民の間でもこういった事態の解決を一日も早く図るべきであるという考え方のものもいろいろあるべきであるという考え方のものもいろいろあるべきであると思つております。私もどしどしは、そういった古都税の実施に伴うさまざまな問題につきまして地元当局においてぜひ良識を持ってこの問題をスムーズに進めることのできるよう努力されることを期待をしておるという状況でございます。

○佐藤(敬)委員 あと二分ありますが、これでや

めず。

○福島委員長 小谷輝二君。

○小谷委員 最初に大臣に二、三お伺いしたいと思ひます。

大臣は就任のごあいさつを初め、自治大臣とされまして地方財源の充実のために財政基盤を強化したい、このように力強いごあいさつをいただいたおるわけでございますけれども、この財政基盤の強化の方途、どのようなお考えをお持ちでしょうか、まずお聞かせをいただきたいと思ひます。

○小沢国務大臣 一般的に申し上げれば、地方税源の充実、地方交付税の総額確保ということになるわけでございますが、実際上具体的にどうかというところであります。特に、今、税制の抜本改正を審議会で作っておりますので、個々の具体的な問題等につきまして申し上げるわけにはいきませんけれども、そういったいろいろの審議の過程の中におきまして、例えばその税制の従来の経過からいへば、利子所得の課税とかいろいろなことが議論されておると思ひます。そういう中で地方の税源としてきちんとした確保をしていかなければならないと思つておりますし、先ほどちょっと御議論にありましたけれども、所得減税をすれば交付税がその分下がるということにもなります。そういうようなことを考えてみますれば、今日交付税の総額を下げないような現状にないわけですから、交付税率を仮に上げるとかあるいは交付税に新たな地方税源としての項目を加えるとか、そういうようなことも、もちろんこれは答申を待つての話でございますが考えていかなければならぬのであろう、そういうふうにして思つております。

それから、直接、税制とか何とかという問題ではございせんが、誤解を受けてはいけないうのですけれども、地方としても単に国の補助とかそういう問題だけに頼るものでなくて、やはり地域の全体の振興という意味で地方みずからもやはりその財政基盤といふますかそれを強化するための方策を積極的に考えていかなければならない、

もちろんそれには国全体の全国のいろいろな振興発展計画と相まってやるわけでありますけれども、私はそういうことを念頭に置きながら発言したものでございます。

○小谷委員 大臣にさらにちよつとお伺ひしてきたいのですけれども、今回、所得税、住民税にわたつて二兆三千四百億の減税要求が野党から出されまして与野党合意がなされたわけでございすけれども、この合意を踏まえて自治大臣はどのように受けとめておられるのか、これは地方税の減税も含まれておりますので、この点まず大臣の御意見を伺つておきたいと思ひます。

○小沢国務大臣 これは与野党、公党間で合意したものでございまして、それに基づいて実際上のいろいろな案を今後検討されていくものと思ひます。その中で得られましたものにつきましては当然これを尊重し実行していかなければならない、そのように考えております。

○小谷委員 減税に対する世論、またその意見や提言、非常に多いわけでございまして、特に最近の国際的な大問題であります貿易摩擦の解消、また円高によるところの輸出関連企業の救済等を含めまして内需の拡大は急務である、このように我々も思つてございすけれども、そのために大型減税をこしは避けて通れない、こんなふうな我々も考えられるわけでございすけれども、大臣御自身はこの問題についてはどうお考えですか。

○小沢国務大臣 この問題も税のことでございますから税調ということをお話申し上げるわけでありますが、いわゆるそういう先生方の御指摘のような状況下にあるということは私も認識しておりますし、また、特に我が国の現状におきましては所得税あるいは住民税、そういった直接税が非常に大きな比率を占めておりまして、それが国民に殊さら重税感を与えておるといふことも事実でございます。また、その所得減税が内需喚起、景気の振興に非常に役に立つということもそのとおりであらうと思ひます。

を踏まえてという前提はつきますけれども、たびたび総理も大蔵大臣も発言しておりますし、私もそういうようなことを踏まえて対処すべきものと思つております。

○小谷委員 大体基本的な考え方につきましてはお聞きしました。

それで、特に総理も、国民の強い要望である所得税の減税については六十二年度に考えていきたい、実施を考へるというふうな御発言もあるわけでございますけれども、この財源の問題、これについては何もまだ明らかに示しておられない現状でございます。

したがつて、大型間接税の創設をもつて財源と考へていくのか、また利子配当課税等の見直し等も大きな山場の問題の一つであらうかと思ひますけれども、その他これという目玉、減税財源というものが今考えられるのかどうか、この点はいかがでしようか。

○矢野政府委員 税制の抜本の見直しに關します税制調査会に対する内閣総理大臣の諮問に對してこれをどのように取りまといたかどうかということについては、まず先に負担の軽減合理化のためのものからお願いをして、それらの基礎の上に財源措置を含む一体としての包括的な審議をいたしたい、こういうことでございす。これは国税、地方税を通じてのことでございますが、この財源確保に關する議論というものは恐らくことしの春以降に對して具体的に議論をせられるであらうと思ひます。

その際、全体のゆがみ、ひずみの是正ということと、それからいわば財源の中立性と申しますか、ニュートリティを確保するための財源の確保という観点からどのようなものがその対象として選ばれるであらうかということにつきましては、これはあくまでも今後の御審議の結果にまたなければならぬ、このように考へております。この段階において私どもの方からこの御審議にこれこれ予断を与えるようなことは差し控へたい、これは政府全体として常にそのようにお答えを申

し上げておるところでございます。

○小谷委員 この委員会におきましても今までも議論された内容の中に利子配当課税、これは最近も税調の方でも随分論議されておられるように思ひますけれども、この分離課税に對する地方税の課税、これは現在各自自治体からも、特に政令都市あたりからも、利子配当課税のうちの要するに分離課税の分についての地方税、この課税について要望が出ておると思ひますが、これはどういふうな内容でどういふうな要望がどういふところから出されておられるのか、これをまずお答えいただきたいと思ひます。

○矢野政府委員 現在、所得税におきまして源泉分離課税を選択した利子配当所得について、株式配当を除きまして住民税は非課税とされておるわけでございますが、その非課税とされておるものに対してはたゞ御指摘のように地方団体側からは非常に強い要請、すなわちこれに對して住民税を課税してほしいという強い要請がございす。六十一年度の税制改正に当たりましても、まず全国知事会からは「利子・配当所得について、住民税を課税できるようにするための制度の確立等の措置を講ずること」というような要望がなされておりますのを初めといたしまして、都道府県議長会、全国市長会、全国市議會議長会それから全国町村会、全国町村議會議長会からほぼ同趣旨の要望が出ておるところでございます。

○小谷委員 だから、俗に言う地方六団体すべてこれには強い要望を年々重ねられておるわけですが、しかし、これはいまだに自治省の方としては何ら解決の見通しも持つておられない、このように私は認識しておるわけでございすけれども、この問題についてもうちよつと掘り下げて私は質問したいと思ひます。

最初に、大蔵省きようお見えになつてと思ひますけれども、お尋ねしておきたいと思ひます。本年一月からマル優制度の限度額管理が実施されておるわけでございすけれども、この実態は

御承知のように、昭和六十年度の税制改正の際に現行のような限度管理の強化ということで方向が出まして、先ほど答弁がございましたように、ことしの一月一日から限度管理の強化といえますが、本人確認の強化が行われることになったわけでございます。ただ、その過程におきましても、いろいろと利子配当の所得の特殊性といえますか、例えばその発生が大量に起こるとかあるいけれども、元本である金融商品がいろいろな多種多様にわたるとかあるいはそれが転々と流通する、そういう特殊な性格を持つておるので、どういう課税方式が適當かということではいろいろな御意見がございました。税調の報告をいたしましては先ほども申し上げたような話になったわけでございますが、御承知のように、現在税制の抜本改正の作業が税制調査会で行われているところでございます。したがって、おっしゃったような利子配

当課税のあり方につきましても税制調査会で広い角度から利子所得あるいは配当所得の特殊性、そういう面も含めまして御議論が行われるのだろうと思ひます。その結果を待ちまして私どももいたしましては適正に対処していきたいと考えております。

○小谷委員 今この利子配当課税の見直し、これは国税、地方税ともに大きな財源の一つとみなされるわけでありまうけれども、このマル優制度を廃止して低率の一律分離課税、こういうふうな議論もあるわけですが、こうなつたときに、これは地方ではどんな対応をしますか、地方税として自治省は。

○矢野政府委員 グリーンカード制がかつて一人制度化されて、これが結局実施に至らず廃止をされたわけですが、グリーンカード制が実施された場合には、もちろん住民税も総合課税として実施をできるということになつておつたわけですが、しかしながら、これが廃止をされたために改めてこの問題が、いわば非課税貯蓄も含めてどのようにあるべきかというところがこれから抜本改正の御議論になるわけでございます。今までの税制調査会の御答申によりますれば、住民税についても現在所得税において課税をされておるもので住民税が課税されてないものについては基本的には課税すべきであるけれども、いろいろ検討すべき問題があるので抜本税制改正の中で引き続き検討することになり、また、今御質問のように、非課税貯蓄について何らかの制度的な改正というものが行われた場合において住民税をどのようにするかということについて、あわせて同様の観点から適切な検討をやはり行うべきである、このような御答申をいただいております。

非課税貯蓄の問題をどのように扱うかということとは、先ほど来お答え申し上げておりますように今後の抜本改正の課題でございますが、その場合におきましてもやはり住民税の問題もあわせて御議論、御検討をいただくことができるように税制調査会の方では答申の中で示されておるところでございます。

○小谷委員 現在の分離課税、これは配当所得の場合は全部支払調書が出されておりますね。それによつて総合課税になつております。ところが、分離課税の分もこれと同様の扱いがなされてないのか、これはちよつと不思議なんですけれども、現在、分離課税も支払調書のな形をとつて配当所得のような措置をとつて地方税をかけるという措置がなぜとれないのか、そのネックになるのはどういう理由なんですか。

○矢野政府委員 御質問の御趣旨は、現在の制度のもとにおいて、総合課税については支払調書が出てくるけれども、分離課税については出てこない、そのことが住民税が課税できないこと、いわばネックになつておるのではないかと、こういう意味を込めての御質問だろつと思ひますが、確かに現行制度のもとでは総合課税をやります場合には支払調書が必要であります。それに基づいて総合課税を行うことができるわけでございます。ただ、現行制度では所得税について源泉分離課税を行うということになつておるわけでございます。が、源泉分離課税は金融機関の窓口のみで課税関係は完結するわけでございますので、そういう意味で支払調書を出す必要がない、現行制度を説明すればそういうことになるわけでございます。しかしながら、そのことが一方におきまして住民税が総合課税の建前に立つて物を考えようとする場合には、この支払調書が源泉分離について行われていないというところがすなわち住民税については課税ができないという大きな技術的な理由になるのか、このように考えます。

○小谷委員 大臣にちよつとこの問題についてお聞きしておきますけれども、今申し上げました利子配当課税の分離課税、これはいわば金持ち、一家で四千三百万以上の預金を持つておられる家庭のその預金に対する課税ですから、これは分離課税にも地方税の課税ができるような措置を考へるべきではないか、こう思ひますが、大臣、どうですか。

○小沢国務大臣 この税の問題はこれまた税調のあれを前提として申し上げなければならぬこととございませうけれども、考え方といたしましては先生の考え方私も私、理解しているところでございませう。ただ、いろいろこれは課税あるいは徴税の技術上のいろいろな点もあるかと思ひます。その点も税調等においても頭のいい先生方がいっぱいそろつてゐるわけですので、いろいろ知恵を出してくださるのではないかと思つておりますが、基本的な考え方といたしましては先生の御意見も理解をいたしております。

○小谷委員 あと二、三質問をいたしますが、最近地方税の非課税の特別措置の創設、この件数が増加傾向にあるように思つてございませうが、この推移について御説明いただきたいと思ひます。

○渡辺功政府委員 件数のお尋ねがありましたので私からお答え申し上げます。地方税におきましては非課税等特別措置につきましては、税制の面から考へる場合には負担の公平を図るために極力これを抑制するという態度で対処するわけでございますが、もちろん政策税制として必要な場合もありますから、御指摘のように新設されるということがございます。したがうして、常に、その本来持つていた任務が果たされて既に任務を終了しているというふうなものについては、また整理をするという意味で見直しをやつてゐるところでございます。

件数の推移を申し上げますと、最近のことでございますが、五十六年度におきまして百五十九件、五十七年度百五十八件、五十八年度百六十件、五十九年度百五十九件、六十年百五十八件、六十一年度百六十二件というふうな推移を示しております。これらの件数は、原則として条文の項といたしまして、あるいは号等におきまして政策目的ごとにこういう件数を定めまして、こういう数字を私どもとしては年度を追つて挙げてゐるところでございます。

なお、新設、拡充の問題につきましては、本年度の税制改正におきまして出されております件数は、ただいま申し上げましたような件数は各条項ごとでございますけれども、そのそれぞれの部分についてやつておる場合もありますので数字がちよつと合いませんけれども、六十一年度におきましては新設十一件、それから拡充十一件、合計二十二件ということになつてございませう。

○小谷委員 最近に補助率のカット、これが各分野において厳しく行われておるわけでございますけれども、したがつて補助金の要求が今のところ無理である、したがつてそのかわりに地方税の特別措置において免税措置を講ずる、こういうふうな、地域のそれぞれの要求が地方税の減税特別措置で補われる、こういう傾向にあるのではないかと、このように懸念されるわけでございます。

一つの例、農林省の補助金で漁業協同組合等の種苗の生産、育成に対して施設整備費、これは補助が出されておるわけですが、この補助金の推移、これはどうなつてゐますか。農林省、見えてゐますか。

○今村説明員 ただいま先生御指摘のように、確かに漁業協同組合が行う種苗の生産の補助金については、大変厳しい財政事情もございまして年々減少傾向にございませう。五十九年度については十一億九千万、六十年度については十一億六千万、また六十一年度については十億六千五百万というふうな減少されておる。ただ、私どもとしては、こういう厳しい状況でございますので、いづれにしても栽培漁業というのは非常に重要なこともありまして、減少はしておりますけれどもこの中身をいろいろ組みかへまして、工夫しまして中身の充実を図つてゐるところでございます。

○小谷委員 このように補助率はずつとカットされつた。今回地方税の改正案の中に漁業協同組合等の種苗生産、育成に対する電気税、これの非課税措置、これが出されておるわけですが、これは今までの農水省の補助金の減少と関係があるのかないのか、これはどうなんですか。

か。要するに補助金をカットして地方税で減税する、こういうふうにとれるわけですが、これはいいかげんかでしょうか。

○矢野政府委員 極めて厳しい国の財政状況下におきまして、各省庁の補助金等が削減をされておるといことは御指摘のとおりでございます。最近の税制改正におきまして、いわゆる政策的な税負担の軽減を求められるケース、というものは大変多いわけでございますが、私どもの方としては、補助金が削られたからその肩がわりに地方税、私どもの所管で申しますれば地方税の減免を行う、そういうような考え方は一切持っておりません。

あくまでもその事柄の性格に応じ、そのことが政策的な目的から見て必要であるかないかということとを、しかも極めて厳しい見地から判断をした上で税制改正の上にのせるということにしておるわけでございます。

今回お願い申し上げておりますところの水産動物の種苗の生産、育成のための電気税の非課税措置でございますけれども、これは御承知のように我が国の漁業を取り巻く国際環境、非常に厳しさを加えてきております。そういう観点から我が国の水産資源の増大を図ることが一方においては緊急に必要となつてきておるわけでございます。そういう意味でいわゆるつくり育てる漁業という観点からの漁協あるいは漁業生産組合、民間団体において一定の水産動物の種苗の生産、育成、ふ化放流を行うというものにつきましては、既存の措置、例えば農業関係にしましては、そういった例がございすけれども、そういったものの並び等から見て、まあ政策上理由があるということで行おうとしておるものでございます。補助金の肩がわりというような考え方は一切持っていないところでございます。

○小谷委員 これは一つの例でありまして、今後これに類するようなことが起こつては、これは地方自治体たまたまのものじゃありません。これはもう国の補助金を地方税の特別措置で肩がわりする、全く国の責任を地方に転嫁する甚だしい例になりすからね。しかもこれが法律でほんとときめつけられたら地方はこれに従わざるを得なくなる。地方の意思なんか全くどこにも通じない。この事業そのものが意味のない事業、そんなことは言いません、私は。ただし、このような例が各所に起こるとするならばこれは問題だ、これを申し上げておるわけです。

次に、今回の地方税の改正案の中に第一種電気通信事業者、これの固定資産税の課税の特例と事業所税非課税措置、これが盛り込まれておるわけでございますけれども、この理由はこういう理由なんです。

○矢野政府委員 我が国の電気通信事業につきましては、昨年の四月、いわゆる自由競争の原理を導入するというところで電信電話公社が新しく民間組織に改組されたわけでございます。これを機会に第一種電気通信事業の新規参入がかなり出てくる情勢にございます。既に認可を受けたものも幾つかあるわけでございますが、そういった新規の参入者とそれから既存の大きな組織でありますNTTとの有効な競争の原理というものを導くために、そういった政策目的から、今回固定資産税ににつきまして一定の期間の軽減措置並びに事業所税の新増設分についての非課税措置の規定を改正案に盛り込み、御審議をお願い申し上げておるところでございます。

○小谷委員 このような第二電電というのは超大型企業です。これにこういう特例措置をとることについて、矢野さんは百一国会の通信、地行、商工、物特、この連合審査の中で、このような第二電電と言われるようなものにつきましては特例措置を講じる考えは持つておられます、これは民社党の岡田先生の質問だと思ひますよ、そのようにあなた言うてはるわけだ。これはまた全然違うことなんでですけども、これはどういうことなんでしょうか。

○矢野政府委員 一昨年、専売、電電の改革法案に関連をいたします地方税法の御審議をお願い申し上げた際に、NTTに対して一定期間の経過措置を講ずる、既に膨大な資本蓄積を持ったものに対して講ずる以上、新規参入とのバランスを一体どう考えるか、むしろそういう措置を講ずるならば新規参入についても軽減措置を認めるべきではないか、こういった御趣旨の御質問が当地方行政委員会におきましてもたゞいま御指摘のようにございました。また、他の委員会等においてもございました。そのときに、私がたゞいまお示しのようにお答え申し上げたことは、そのとおりでございます。当時におきましては、私といたしましてはこういった新たな高度情報化社会における成長産業については必ずしもその必要はない、むしろ最初から税金を御負担いただいで大いに活躍をしていただきたい、このように考えており、そのような御答弁を申し上げたところでございます。

自來、二年近くを経過いたしました。その間、六十年年度の税制改正がございましたが、その税制改正に際しましては、私はやはりそういうこととで、特に昨年の税制改正では、そういったことをお願いを申し上げなかつたわけでございます。しかし、昨年の四月、NTTが発足をいたしました、その活動の状況はまことに目覚ましいものがございます。一方、新規参入の第一種電気通信事業も、予想を超えた参入の状況が見られるところでございます。

そういった状況を考え、かたがた国会でのさまざまな御意見等をも私もいろいろ考えました結果、やはりこれからの我が国のこの種の企業の有効な競争を果たすために、いわゆる初年度投資、初期投資の負担の軽減を図ることによって、いわゆるイコールフットイングの形で適正な競争を実施する条件をつくることが必要だ、このような考え方を至つたところでございます。

そういう意味でいろいろ検討をいたしまして、従来の、一昨年御答弁申し上げましたところと違つておるとい御指摘は、そのとおりでございますが、今回、改めてそういう考え方のもとにお願いを申し上げる、こういうことでございます。

○小谷委員 時間が参りましたので、終わります。

す。どうもありがとうございました。

○福島委員長 岡田正勝君。

○岡田（正）委員 一般のリコール問題に続きまして、質問をしたいのであります。

まず、行政局長さんにお尋ねをいたします。

先般の質問で、時間がなくてとうとう落としてしまったのであります。リコールの投票用紙、署名ではなくて投票用紙、あれは一体どういふうに相なつておりますか。

○大林政府委員 投票用紙の様式の御質問でございますが、投票用紙に賛成、反対という二つの欄がございまして、解職の請求を受けている場合に、この人を解職賛成だという人は賛成欄にその方の名前を書く。それから解職に反対だという有権者は反対という欄に解職の請求を受けている方の名前を書く、こういう様式になっております。

○岡田（正）委員 そこで大臣、これは番外質問になつて恐縮であります。今御説明がありましたように、例えばこの人をやめさせたいといつて解職請求のリコールをやります。署名が三分の一以上集まった。そこでいよいよ賛否を問う投票に入ります。

その投票所に行きました場合に、投票用紙は一般の投票用紙みたいに、例えば裁判官のようにマルとかベケではありませんで、今の請求されておるリコールに反対ですか、賛成ですかという二つの欄が投票用紙にありまして、その議員をやめさせることに私は賛成ですという人は自分の名前を書くのです。投票者の名前を書くのです。例えば岡田正勝なら岡田正勝が投票に行きますね。すると岡田正勝という名前を賛成欄に書く、あるいは反対なら反対のところへ岡田正勝と書くのです。

これは法で整備されておることでありまして、私、私は今、それが違法ということをお願いするのはありませんけれども、この制度というのはちよつとおかしんじやないかな、投票の自由、秘密性の保持という観点から考えますと、何かりリコールの投票を圧迫しているような、心理的な圧

力を加えておるような投票制度ではないかと思うのでありますが、いかがでございますでしょうか。

○大林政府委員 個々の賛成欄、反対欄の下に書く名前は、有権者の名前を書くのではなくて解職の請求を受けておる人ですから、議員さんの名前を書く。この議員さんの解職に賛成の有権者は、その賛成欄の下に議員さんの名前を書く、こういうことでございます。

○岡田(正)委員 そうですか。それではこれは私が誤解をしておりましたので、深く撤回をさせていただきます。

次に、大臣にお尋ねをするのでありますが、地方公共団体の行政サービスに伴う費用のあり方について、住民の意向が反映されることは住民自治の基本ではないのでしょうか。これは直接請求全般に関連をしてお尋ねです。

○小沢国務大臣 これは、いろいろな事務の個別の問題についてのあれも法で決まっておるわけでありまして、基本的には、日本の政治の形態は代議政治をとっておるわけでありまして、地方の政治につきましては、できるだけ住民自治、住民の意思をより多く反映させようということ、国政とは別に、そういったいろいろな直接民主制的な要素を取り入れて今組み立てられておるのであるかと思ひます。したがって、現行の制度の中でも、かなりそういう要素を取り入れた仕組みになっておるであらうと思ひます。

あとは、先生の御指摘を念頭に置いて考えますと、どこまでそういった直接的な要求を取り上げた仕組みにするか、その調和といひますか、程度問題といひますか、その問題に帰するのではないかと考えております。基本的には、それが行政サービスを住民のためにより向上させるという観点からとらえれば、ほかに支障がない限りは、住民の意思が直接反映できるようにできるだけ仕組みを工夫していくということは、制度の上からいって当然考えられることであらうと思ひます。

○岡田(正)委員 私も決定的な信念を持って申し上げるのではありませんけれども、今大臣が申し

述べられましたように、住民自治のあり方ということを考えてみると、できるだけ住民の意思が反映されるような仕組みにするのが一番いいと思ひます。ところが、だいたひかし、これは支障のない限り、大臣はそういう言葉で言われましたが、随分それを制限してあるところはたくさんあるのです。

それで、一番大きな問題といひまして、住民自治の基本にかかわるのは地方税が一番大きいですね。この地方税の決定に関する論議は、そのほとんどが国会における地方税改正によつて決められる、今我々論議しておるわけでありまして、その実態を一体どのように考えられるか。局長さんで結構です。

○矢野政府委員 御指摘のように地方税は地方公共団体の歳入の基幹をなすものでございまして。それは同時にまた、地方団体の行政サービスの受益者である地域住民が行政に必要な費用を負担する、そういう関係にあるものとして地方自治の基本をなすものでございまして。そういう意味では、地方税制につきましても、できるだけ地方公共団体の自主性が確保されることが理念としてはやはり望ましいことだと考えます。

ただ、一方では、地方税といへども国民にとりましては国税とともに租税負担の一部をなすものでございまして。この租税総量について国と地方との間の適切な税源配分を確保する必要があるということがございまして。特に我が国の場合、地方自治体が内政の中で分担をしておる分野というのは、ほかの国に比べても非常に広いと私は思ひます。そういう意味では、どのように税源配分をやるかということがまず一番基本にならうかと思ひます。

それからまた一方では、我が国のようにいわば非常に均質化された先進社会におきましては、地方団体の間である程度の違いがあるといふことはしるべきかと思ひますが、大きな住民負担の差があるといふことについては必ずしも望ましくないのではないかといいようなこと、それからさら

に、国税、地方税両方あるわけでございますから、その課税の仕組み、あるいは地方公共団体相互間の課税の仕組み、どのように分け合うかというような課税の仕組み等について調整を図る必要がある。

そういう意味から、我が国の場合は、この地方税の制度全体の基本的な枠組みは地方税法において定める、そしてその範囲内において条例による自主的な定めを行う余地を地方団体に付与する、こういう仕組みをとつておるわけでございまして。具体的に言えば、標準税率に対してこれと異なる税率をとること、あるいは法定外普通税の仕組み等は自主的な決定で行われる。こういったような仕組みをとることについてはいろいろ御議論はあろうかと思ひますが、先ほど申し上げたような我が国の特質から申しますと、それはそれなりに一つの意味を持つていてはならないかな、このように考えます。

○岡田(正)委員 ということになりますと、今こうやって我々国会で論議をしておるわけでありますけれども、これが時間的な関係から、地方議会におきましては、肝心な基本的な地方税の問題についてはほとんど議会で論議されることはありませぬ。そのいとまがない。したがって、その首长さんの専断処分にはほとんどゆだねられておるといふのが今日の実態です。やはりこれが地方自治というものの目覚めに対して非常に大きな支障になっておるのではないかと私は思ひます。ですから、いかがでございますでしょうか。

○矢野政府委員 御指摘のとおりでございます。地方税法の枠組みのもとで地方公共団体が条例を定めるわけでございますから、時間的なこととが極めて乏しく、専断処分によつて行われる例が非常に多いといふことはもうそのとおりだと思います。専断処分が安易に行われるべきものでないといふことは法の趣旨からいって当然でございますけれども、一方では年度開始に間に合わせなければならぬという要請からそのような形になつておるのが事実でございます。

私どもとしては、確かに基本的な枠組みは地方税法で決められるわけでございますが、しかしその中でも地方議会において税の条例に関する議論が十分行われなければならないことは当然だと思つております。また地方団体、特に六団体の中でも議長会の方からはたびたびそういった点についての強い御要請がございまして。私どももできればそういうぐあいにしたいと考えておるところでございますが、税制改正そのものがいわば予算、地財対策と並行して行われるということ、また国会の御審議の日程等の都合からいってもどうしてもぎりぎりになる、そういう意味では、そういった地方団体の要請に必ずしもおこたえできないことが残念だと思つております。せめて若干の期間でもいいからそういった年度末までの期間が地方団体の審議のために留保することができればなあといつも考えているところでございまして、その点につきましては私どももいろいろまた工夫をしまひる必要があるかと考えております。

○岡田(正)委員 今、その欠陥は認められる、何か工夫をしなきゃならぬなと思ひてはおりますこととありますからこれ以上申し上げませんけれども、やはり地方議会において住民の意思が税に対して十分反映ができるように、例えば会計年度をずらすとか、これはまあ大胆な発想でありますけれども、何かそういうような措置を講ずるかしてでも地方議会に対して住民の意思を酌み取る十分な余裕を与えるといふことは必要であると思ひますので、今後とも真剣にひとつ御検討をいただきます。検討したいと思ひます。検討したくないとおっしゃるのなら答弁に立つてください。検討しますね。――それじゃ結構です。

それは、一番最後の質問にさせていただきます。これは行政局長さんになるんでしょうか、住民の直接請求制度の対象の中から住民税と使用料、それから手数料なんかを除いてありますね。直接請求はできませんよというふうに除いてあります

が、その除かれた理由というのは一体何でありましょうか。

○大林政府委員 条例の直接請求に關しまして御指摘の地方税、手数料その他住民の負担を徴収する問題を除きましたのは、たしか昭和二十三年であつたと記憶しておりますが、当初は何でも直接請求できるということで、税金が高いとか負担金は嫌だとか、そういう音頭をそれぞれの方面でとりますと、やはり住民個々人にとりましてはそれは取られない方がいいんだということで、そういう請求がすぐ成立してしまうわけでございます。当時大変な混乱期にありまして財政逼迫もございました地方団体としては、これでは仕事にならないということでそういった例外措置を設けた、この記憶をいたしております。

○岡田正委員 二回にわたりまして質問を継続してまいりましたが、これで質問の時間は終わりました。

そこで大臣に最後にお願だけ申し上げておきますが、今いろいろと各委員からも出されておりますように、私の質問にもありましたように、やはり地方自治法の中身というのは相当見直しをしなければならぬような問題が最近起きてきているなというふうにも私は自覚しておるわけでございします。また、いろいろな御答弁の中にもそういうのが大臣からも各局長さんからもちよこちよこ漏れられます。やはりそういう見直しの時期に来ておるのではないかとこのことを私は強調しまして、ぜひできるだけ早くその見直しをしていただきたい。折から地方税制の問題も、税調でこれから論議をされるようでございますが、そういう問題等も含めていろいろと各般にわたつて見直しをしなきゃならぬ時期が今日ではないかというふうにも思つておりますので、大臣におかれまして、前向きに地方自治の確立のためにかくあるべきというお考えのもとにひとつ作業を進めていただくと心から希望いたします、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○福島委員長 経塚幸夫君。

○経塚委員 国民健康保険の件についてお尋ねをいたします。

国民健康保険の収納率であります、五十五年度は九四・三％ですね。これが五十九年度は九三・六％、年々下がつてきておるわけでありますが、この原因について厚生省の方はどういふふうにお考えおられるのですか。

○近藤説明員 お答えいたします。

国民健康保険の収納率が低い、それがさらに低くなつていくということがよく言われるわけでございしますが、私も、この収納率が低い原因といたしましては、やはり制度的に源泉徴収ができないということとございまして、個別徴収によらざるを得ないというのが宿命的な制度の非常に難しい点だといふふうにお考えしておりますが、その中で都市化が進展いたしまして、被保険者の住所移動というものが非常に多くなつておりました、そういう人たちの居所が確認できないといふふうなのが一つの大きな原因だろと思ひます。それから、ひとり暮らしの御老人ですとか、あるいは共稼ぎの世帯が多くなつてきておるわけでございまして、こういう人々には夜しか行けないとか、あるいは留守がちであるといふふうなことで、なかなか個別の指導ができないといふふうなことが考えられるわけでございまして、そのほかの理由といたしまして、やはり一般論といたしまして負担が重くなれば収納率というのにも影響するのであるといふふうにお考えしております。

○経塚委員 自治省の方へお尋ねしますが、所得のない者の世帯の比率は、四十九年それから五十八年それぞれどういふふうになつていますか。

○遠辺功政府委員 お答えいたします。

国民健康保険税及び料を賦課している市町村におきまして、国民健康保険の被保険者総数に對します所得金額等のない世帯の割合でございまして、四十九年度は一〇・九％でございまして、五十八年度は一七・九％でございまして、七ポイント増加している状況でございします。

○経塚委員 厚生省の方の御答弁では、この収納

率低下の原因として個別徴収しかできないとか、最後にその他の理由といふことの中で負担が重くなつておる、こういうことを挙げましたが、その他の理由の中で、これが私は最も決定的な収納率低下の原因だと思ふのです。今自治省の御答弁でも所得のない者が四十九年一〇・九％、これは五十八年度実は一七・九％と膨れ上がつております。私も調査しましたのは、これは北海道の小樽であります、不納欠損の理由、生活貧困が四一・八％、生活扶助が一〇・五％、これだけで実に半数を超えておるわけですね。東大阪市の場合であります、滞納繰り越しの世帯数が全世帯の二一・三％に上つておりますが、生活困窮が実に八四％、不納欠損処理の理由も生活貧困が九四％に上つておるわけですね。

そこで、お尋ねをしたいわけでありまして、厚生省、今度保険料滞納者に対しては、保険証の交付について一定の制限を加えるといふようなことを法案として出されておるようであります。同時に、収納率が低いところに対しては調整交付金で制裁措置を加えておりましたが、これも今回九二％を九四％に引き上げるわけでしょう。こういう二つの制裁措置を強化されるわけでありまして、こんなことをやって収納率が上がると厚生省の方では判断されておるのですか。

○近藤説明員 滞納者に対しては保険証の不交付の關係でございしますけれども、私も、国民健康保険の保険料というものは保険制度を構築する非常に重要な財源でございしますので、これをきちんと納めてもらつて下さる方とそうでない方にきまつて、これを放置しますと、負担の公平という見地からやはり是正すべきではないかといふふうにお考えしているわけでございします。ただ、この保険証不交付といふものにつきましては、これは私も悪質な者といふふうなものに限定してやりたいと考えているわけでございまして、資産や所得があるといふふうな認められながら故意に保険料を滞納している方、こういった人々を中心に被保険者証の不交付といふふうな形をとりたいと考え

ているわけでございまして、経済的な困難、こういったような方にまで広げるという考え方はないわけでございします。

それから普通調整交付金の關係で、私も、今までも経営努力という面から評価しているわけでございまして、一生懸命頑張つて収納率を上げておるところとそうでないところにはやはり差をつけるべきではないかという声が非常に強いわけでございまして、こういったことを反映いたしまして、普通調整交付金だけでございしますけれども、収納率がいいところと悪いところ、これにつきまして差を設けているわけでございします。私も、こういった措置でいわゆるインセンティブを与えたいといふふうなことで収納率の向上といふものを目指しているわけでございまして、効果はあるものといふふうにお考えしております。

○経塚委員 効果があるものとお考えおる、こういう御答弁であります、これ、厚生省の方では全国的に調査されたのですか。調査された上での御答弁なんです。全然効果なんて上がるはずがないですよ。逆効果しか出てないですよ。

一つの例を申し上げておきましよう。札幌市。これは保険証の交付をかなり大量にわたつて滞納者に対して停止したところなんです。社会問題になつておるところなんです。私も、行つて調査してみたい。これはこういう結果が出ています。例えば五十四年度であります、保険料が一入当たり三万八千四百八十六円、収納率が九二・〇％。ところが、収納率が低いといふので厚生省は調整交付金を減額されたわけでしょう。交付金減額で削減された額が一億三千二百三十九万円で、よく聞いておいてください。減額をされたもので、それから保険料の値上げをやつた。保険料の値上げ分は幾らかといふと、交付金の減額が一億三千二百三十九万円に對して値上げは七千九百九十八万円。これは追つつかない。差額がなお五千二百四十一万円。それでやむを得ずまた翌々年度も翌々年度も値上げをやつた。例えば五十八年度、五十四年が保険料三万八千四百八十六円に

対して五十八年は実に五万四千七百八十三円。かなりな思い切った値上げをやらざるを得なくなつてやつた。そうしたらどうなつたかというところ、五十四年度収納率九二%が五十八年度は収納率何と八七・六%に落ち込んでしまつた。そうすると、収納率が悪いじゃないかというのであつたところの方はさらに五十四年をはるかに上回る調整交付金の減額をやつたわけでしょう。交付金の減額が五十四年度一億三千万、五十八年度二億八千万じゃないですか。五十四年度の倍額以上の減額をやつたわけでしょう。そうすると結果はどうなつたかといふと、保険料を三万八千円から五万四千円へ、かなり大幅に引き上げをやりました。一方では収納率がうんと下がりましたから、調整交付金の減額が五十四年の倍額以上になつたために、値上げ分が千五百九十二万円に対して調整交付金の減額が二億八千万円でしょう。何と差し引き二億七千万円足が出た勘定になるのですよ。それで五十九年度は札幌市の保険料は五万九千二百二円、全国最高になつた。これはまだ決算は出ておりませんが、収納率は五十八年八七%から八五%ぐらゐに落ちてゐるはずですよ。そしてあなたのところの調整交付金の削減率は、ことしの六月一日から考へております削減率からいいますとかなりなものになりますよ。大臣、こういう状況なんです。これは全国的に見ても、財政が苦しいから保険料を値上げせざるを得ない。そうすると収納率が落ちます。収納率が落ちたら調整交付金は制裁、ペナルティーをやりやります。そうするとまた穴があくから、さらに前年度より大きな保険料値上げをしなければなりません。値上げをしたら収納率はまた落ちます。そうしたら調整交付金の削減額がまた大きくなります。そして穴があくのがまた大きくなります。これはイタチごっこです。それを今度は、もうこれ以上はどうにもならぬというので保険証の交付の制限をやるわけでしょう。それで調整交付金のペナルティーも、従来は九二%だったのを九四%まで収納率を上げないとペナルティーをやるというわけでしょう。

よう。全国平均だつて収納率九三・六%ですよ。このイタチごっこ、こういう悪循環をいつまで続けるつもりなんですか。あなたは好転するとおっしゃいましたけれども、好転するはずないじゃないですか。どういふふうな判断されてゐるのですか。

○近藤説明員 札幌市の事例が出ましたが、ちょっと今数字を持つてないわけでごさいます。収納率の問題は、こういう保険料の水準そのものも関係があると思ひますけれども、収納体制そのものも問題があるわけでごさいます。札幌市につきましましては収納率の向上というふうなことでこの二年ほど一生懸命取り組んでいただいてゐるわけでごさいます。この二年間は必ず上がつてゐるだろうと思つております。

それから全国的な関係で申し上げますと、確かに収納率は長らく低下を続けてきたわけでごさいますけれども、私も五十九年度から保険料の収納率の向上対策ということを出しまして、札幌市等を初めといたしまして全国各地で収納率の向上につくましまして御努力をいただいてゐるわけでごさいます。その成果の一端といたしまして、五十九年度におきましては五十七年度の水準ぐらゐまで戻つてきたというところでごさいます。若干はその効果が出てゐるというふうな考へております。

○経塚委員 これはそんなに甘い見通しのとおりにはいかないでしょう。いよいよ深刻の度を増していくばかりなんですね。

そこで、ちよつと問題を変えてお尋ねいたしますが、事務費の超過負担額は、五十五年、五十九年、それぞれ全国的にどういふ状況になっておりますか。

○近藤説明員 国保におきましては、給与が国家公務員の水準を上回る、こういった市町村の独自の負担に帰すべきものを除きまして、その事務の執行に要する経費につきまして全額国庫負担という形になつてゐるわけでごさいます。国保制度に必要な運営費につきましては、実態調査をもとに

いたしまして、人件費の動向等に即しましてこれを毎年改定してゐるところでごさいます。基本的にはいわゆる超過負担というものはないものと考えております。

○経塚委員 基本的には超過負担がないという、このこと自体、一体厚生省は何を考へてゐるのかと言ひたいわけですよ。今は調査された上での御答弁ですか。ここ数年、全然調査してないのではありません。北海道の小樽の場合は、五十八年度、事務費の国庫負担の対象経費のみを抽出しまして、必要な額は五六・六%しか保障されておらない。五十四年度は五七%ですよ。大阪府下では毎年のように事務費の超過負担額を集計いたしておられますが、五十五年は三十四億七千二百萬、五十九年は四十九億三千萬。被保険者一人当たりになると、五十五年が千二百六十六円、五十九年が千八百八十一円です。実態調査すればこういう数字が出てくることがわかつてゐるから、あなた方、実態調査されないのでしょう。それで基本的な解消をしてゐる、こういうお考えなんではない。これはもつてのほかでありませう。

それから次にお尋ねをいたしますが、保険会計の決算額との比で保険料、国庫支出金、五十五年、五十九年、それぞれどういふふうな状況になっておりますか。

○近藤説明員 保険料でごさいます。五十五年が一兆一千五百七十二億円、五十九年度が一兆五千六百六十六億円でございまして、伸び率といたしまして三五・四%となっております。

それから国庫支出金でごさいます。五十五年度が二兆一千二百六十四億円、五十九年度が二兆一千六百三十五億円でございまして、一・七%の伸びになつてゐるわけでごさいます。

○経塚委員 今のは額と伸び率でありましたが、決算の総額に占める比率は五十五年、五十九年、それぞれどういふ比率になっておりますか。

○近藤説明員 五十五年度におきましては保険料の収入が三・三%でごさいます。それから国庫の支出金が五九・三%でごさいます。それから五

十九年におきましては、保険料の方が三六%、国庫の支出金が四九・八%でごさいます。

○経塚委員 仮に五十九年度の決算の場合でありまます。国庫支出金を五十九年度の五九・三%並みにするとその差額はどれくらいになりますか。

○近藤説明員 五十五年から五十九年にかへまして老人保健制度の創設等がありまます、あるいは退職者医療制度、こういった国保財政の費用負担面で大規模な変更があつたわけでごさいます。したがらしまして、単純に比較するのは余り意味がないと私どもは考へておりますけれども、純粋に、仮に計算をいたしますと五十六年度で四百九十四億、五十七年度で六百二十一億、五十八年度で千三百十六億、五十九年度で四千四百一十一億、ただ、退職者の関係で療養給付費交付金が出ますので、これを差し引きますと五十九年度は二千二百五十五億円ということになります。

○経塚委員 大臣にお尋ねをいたしますが、私はわずかな時間でありまます。いろいろお尋ねしてまいりましたが、聞きたいと思つておりました要旨はこういうことなんです。

今回、最高限度額が三十五萬、三十七萬に引き上げになる。全国的にも保険料の引き上げというのはいさなりの率で上げてゐるわけですよ。しかし、同時に収納率も低下してきてゐる。それで、今あえて保険料と国庫支出金の両面にわたしまして五十五年、五十九年の数字をお尋ねいたしましたのは、五十五年の保険料全体の決算額に占める比率三・三%が、五十九年は三六%に上がつてゐる。しかし、国庫支出金は、いろいろの要素が加わつたとしましても五九%が四九・八%、九%近く下がつてゐる。伸び率を見ますと、保険料はこの四年間で三五%伸びてゐる。国庫支出金は一%台しか伸びてゐない。それで市町村が一般会計から繰り入れをしてゐる。大幅に削減をされてきてゐる。これはもうイタチごっこになつてきてゐるのです。保険料の引き上げ、収納率の低下、一般会計からの繰り入れ、一体こ

ういう矛盾をどこまで続けるのか。先刻来も質問がございましたように、国保財政は全くピンチなんです。それで、一般会計の積立金も取り崩しながら国保財政の穴埋めをしてきましたが、これは正直言っても六十年度で限界です。六十一年度はそういう手を打てないところも随所に出てきております。そこへ退職者医療の見込み違いによる地方への負担転嫁であります。これはどうなるのかということなんです。だから、私はその最大の根源は、国庫負担金の削減が何と云っても一番大きな原因になっておりますし、その中でも事務費の超過負担なども含まれておるわけであります。したがって、やはり抜本的に国保財政の立て直しを図ろうとするのなら、この際国庫負担金のあり方についてもとの原点に戻って考え直さないうことは国民健康保険制度そのものの存立にかかわるような事態に今来ておる、かようにも考えております。老人保健法の改正によって補てんをしたいということですが、これは全く糊塗的な対策にしかすぎないというふうに私は考えられるわけであります。

それで、大臣としてはこういう状況についてどういうふうにお考えなのか。単に国民健康保険財政の存立いかんにとどまらず一般会計からの繰り出しも年々ふえていつていっているわけでありますから、しかも積立金も取り崩さなければならぬという状況なんですから、地方の一般財政にも当然影響してきておるわけなんです。この点についてひとつ大臣のお考えをお尋ねしておきたいと思ひます。

○小沢国務大臣 医療を中心としたしまして社会保障全体のあり方等もこれは考えなければならぬいものであらうと思ひますが、国民の負担と、それからその受ける受益サービス、これはどうあるべきか、いろいろ今制度の改正等々考えながら、国民の皆さんの合意を得ながら、この問題につきましては抜本的な制度を見直しながら考えておることであらうと思ひます。

今御指摘ありました退職者医療等の改正により

ましてその見通しが狂った、それによつて地方の負担が大きくなる、そういうことにつきましては、先ほどの御質問のときもお話ありましたが、国の責任というものは十分果たしていかなければならない、そのように考えておりますが、全体の問題といたしましては、国の財政の状況も厳しいというところはありますけれども、基本的な仕組み、制度、負担とサービス、受益の關係というものがどういふ形の中でどの程度お互いが合意するのか、そういうことを考えながらこの点については制度全体の見直しを含めてさらに検討し、努力しなければならぬ、そのように考えております。

○経塚委員 終わります。

○福島委員 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○福島委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。小澤潔君。

○小澤委員 私は、自由民主党・新自由国民連合を代表して、政府提案の地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の意を表するものであります。

地方財政は、累積した借入金残高が本年度末で五十六兆円を超すなど、引き続き極めて厳しい状況にあり、今後その健全性の回復を早急に図っていく必要があります。

また、最近の社会経済情勢の推移に対応し、地方公共団体の自主性、自律性を高めながら活力ある地域社会を形成していくことも重要な課題であります。

このためには、地方公共団体においても、従来にも増して事務事業の見直し等を行い、行財政の簡素効率化と経費の節減合理化を推進し、節度ある財政運営を行うとともに、地方自主財源、なかならず地方税源の充実を図っていくことが不可欠

であります。

また、近年、税負担の公平性に対する国民の関心は極めて強く、国税、地方税を通じて税負担の公平確保を図ることが重要な課題となっております。

以上のような観点に立つて政府提出の本法律案を見ますと、厳しい地方財政事情下ではあります。が、住民負担の軽減及び合理化を図るため、個人住民税所得割について非課税限度額の引き上げ及び同居の特別障害者に係る扶養控除額等の引き上げを行うとともに、不動産取得税について住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置の適用期限を延長する等の措置を講じております。

また、地方税負担の公平適正化を推進する観点から、事業所税の資産割の税率の見直しを行うほか、非課税等特別措置の整理合理化を行うことといたしております。

さらに、昭和六十一年度における地方財政対策の一環として、昭和六十一年五月一日から昭和六十二年三月三十一日までの間に限り、道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税の従量割の税率を引き上げることといたしております。

これらの改正は、最近における地方税負担の現状及び地方財政の実情から見て、いずれも当面の課題に的確に対応するものであり、適切妥当なものと考える次第であります。

以上の理由により、私は政府原案に賛成の意を表するものであります。

以上をもって、私の政府原案賛成の討論といたします。(拍手)

○福島委員長 山下八洲夫君。

○山下(八)委員 私は、日本社会党・護憲共同を代表し、ただいま議題となりました地方税法等の一部を改正する法律案につきまして、政府案に反対の討論を行います。

既に当委員会におきましては、地方自治確立のための地方財源、とりわけ自主税源の確保、そして、高まりつつある国民の税負担の是正のためにも不公平税制の是正、この二つの点は、与野党

一致の基本的、統一的認識として確立されておる」と理解してまいりました。

しかし、私は、こうした認識が政府案に何ら具體的に反映されていないと指摘せざるを得ません。

第一に、地方税法改正案においては、多くの勤労国民の要求であり、不公平税制の是正に不可欠である個人住民税の大幅減税が含まれておりません。政府は、この当然の措置であるべき住民税減税を放置しております。我が党は、個人住民税等の減税について改めて強く要求いたします。

第二に、政府改正案におきましては、不公平税制の是正につきまして、その前進となるべき制度改正が何ら含まれておりません。六十年度においては新聞輸送等七業種に対する課税適正化が盛り込まれ、六十一年度においては当然利子配当所得課税の適正化、社会保健診療報酬課税の適正化、我が党提案の社会保険診療報酬課税の適正化を含む是正が実施されるものと期待しておりましたが、極めて遺憾な結果となっております。

第三に、私は、地方財源の安定確保に対する自治省の姿勢が極めて安易であることを指摘せざるを得ません。地方財政は、累積五十四兆円を超える借入金を残しており、かつ、八十六年度におきましては、収支均衡とされながら国による新たな地方負担転嫁によつて一兆一千七百億円の財源不足を生じさせております。しかも、六十年度においては五千八百億円の転嫁に加え、国税、地方税の落ち込みにより後年度清算の借金と地方債の増発すら余儀なくされております。さらに、政府の財政縮小路線による行政投資の抑制に対し、地域の行政需要は増大しており、そうしたギャップはすべて脆弱な自治体財政に重くのしかかっています。今や自治体の自主税源の拡充は緊急の課題であり、私は、社会党の主張する事業税における外形標準課税の導入、事業所税の課税拡大等とは異なり、国と地方の税配分を抜本的に見直し、国税の地方への移譲を速やかに行うことこそ必要であると考えます。

第四に、今回の地方税改正は極めて異常な経過で行われております。言うまでもなくたばこ消費税のことでありますが、政府税調案決定後に税制が政治的に動かされるということがあつてよいものでありましようか。しかも、前述したとおり不公平税制には手をつけず、大衆の消費物に対して負担を重くするということが容認できません。まして、一兆一千七百億円の補償としてわずか一年限りの国分と合せても二千四百億円という程度の財源保障で議論がすりかえられようとするのは無責任きわまる姿勢と言えましよう。

最後に、政府は、六十二年度において税制の抜本改正を行うとしておりますが、その方向は全く不明であります。社会党は、高齢化及び経済のサービス化等社会経済の変化に基づく住民の医療・教育・文化・交通・福祉等ニーズの増大に対応し得る地方公共団体の財政基盤の強化を図るため、戦後税制の基礎をなすシャープ勧告の趣旨、地方制度調査会の地方税制充実に關する一連の答申及びこれまでの国会における地方税制審議を踏まえ、法人課税及びその配分のあり方、住民の租税負担の軽減とその税負担のあり方、非課税措置の是正等不公平税制の是正など地方税源の安定的確保充実に關するともに、税源の地域的不均衡の是正等を図るための財政調整制度に一層の充実を税制検討の最重点とすることを強く主張いたしまして、政府案に対し反対の討論を終わります。(拍手)

○福島委員長 宮崎角治君。

○宮崎角治委員 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました内閣提出に係る地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

今日の社会経済情勢を見たときに、内外ともに重大問題を抱えております。中でも、これまで、我が国の経済を支えてきた輸出依存の経済構造は、急激な円高デフレの進行と、内需拡大の要請に直面しており、その変質を求められているので

あります。

こうした中で、税制の果たす役割は極めて重大であることは言うまでもありません。しかし、今回の政府の税制改正を見たときに、改正の目玉は何一つ見当たりません。これでは、総理の日ごろ標榜しております仕事師内閣どころか、緊急課題には何ら寄与できないのであります。

以下、具体的問題について、主な理由を申し述べます。まず初めに、反対理由の第一点は、住民税についてであります。

ここ数年、所得税を初め住民税については減税が行われておりません。そのために、名目収入はふえても、実質収入である可処分所得は減少しているという事実すら生じており、特に、住民税に対する重税感、年々増大しているものであります。また政府は、最近の貿易摩擦の解消について、これまでの輸出依存型経済政策を、内需主導型に転換するといっておりますが、このように国民の実質所得が減少している実情では、政府の期待している内需の拡大を図ることは、全く困難と言わざるを得ません。今こそ、国民の税負担の軽減を図り、経済を内需主導型に転換するときであることは言うまでもありません。

こうした観点からも住民税の減税を強く主張するものであります。残念ながら政府案には、この点が全く欠けているのであります。

次に、反対理由の第二点は、自主財源の強化についてであります。

今日の地方行政制度は、補助金によって大半が占められており、このため地方の自主的行政運営は、極めて困難な状態に置かれております。

我が国は、世界に類例を見ないほどの高齢化が急速に進んでおり、また、住民の価値観は多様化しております。しかし、現在、行政の対応は地域的に異なっており、補助金による画一的行政では、今日の事態に対処することは不可能な状態であり、私どもは、これまで地方の自主的行政運営を推進するため、その基盤である地方税の充実強化を主張してまいりました。しかし、今回の政府案では、このような改革が見られるどころか、その方向すらうかがえないのであります。

次に、第三点は、非課税措置等の問題についてであります。

電気税等の非課税措置と、国税の租税特別措置等による地方税減収は、昭和六十一年度で、実際課税の特例を除き一兆一千億円の増上におおき、地方財政に及ぼす影響は少なくありません。今日の我が国経済の置かれた現状から見ても、こうした不合理な税制は早急に見直さなければならぬことは言うまでもありません。

また、利子配当所得に対する分離課税を選択した場合、地方税が課税されていらない問題について、一向に改革しようとしておりません。こうした税制の不正を早急に是正することを強く望むものであります。

次に、第四点は、たばこ消費税についてであります。

政府は、六十一年度予算で、窮迫している国の財政の対策のために、六十年度の二倍に当たる一兆一千七百億円にも上る補助率カットを強行しようとしており、このために不足した地方財政の穴埋めの一部として、たばこ消費税の引き上げを本法案に盛り込んでおります。しかも、たばこ消費税の引き上げは、税調の当初の答申ではなく、追加答申により行うという、その手続においても、これまでのルールを無視したものであります。

六十一年度予算は、このように国民に負担の増大を強いるものであり、これは、まさに中曽根内閣の標榜する「増税なき財政再建」にも反するものと言わざるを得ないのであります。我々は、このような政策には反対するものであります。

以上、主な理由を申し述べ、反対討論といたします。(拍手)

○福島委員長 藤原哲太郎君。

○藤原委員 私は、民社党・国民連合を代表して、ただいま議題となつております地方税法及び国有

資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行うものであります。

反対の第一の理由は、国民の強い期待にもかかわらず、昨年度に引き続き個人住民税の減税が見送られたこととあります。

個人住民税については昭和五十九年度減税を行いました。その規模は約三千億円で極めてわずかであります。その結果、その後の物価上昇などで減税の効果は相殺され、実質的に負担は増大しております。特に源泉徴収により給料から住民税を自動的に天引きされる一般サラリーマンの税負担の増大は著しく、このような一般サラリーマンの税負担を軽減し、税負担の不公平を是正することは、当面の緊急課題であります。

また、我が国経済の内需の振興を図り、困難ともいうべき今日の経済摩擦問題の解消に資するためには、個人消費の拡大が不可欠であり、この点からも住民税の減税が強く求められていたものであります。かかる状況を全く無視し、住民税の減税を見送り、非課税限度額の引き上げという小手先の対策でお茶を濁したことは遺憾であり、認めることはできないのであります。

第二の理由は、たばこ消費税の増税を行ったこととあります。

政府は、今回、国の補助率カットに伴う地方財政対策として地方たばこ消費税の増税を行い、千二百億円の増収を図ろうとしております。この措置は、国の財政政策の失敗のしりぬぐい負担の転嫁という形で、地方公共団体にとどまらず国民にも負わせるものでありまして、断じて認めることはできません。また、政府税調の答申にもなかつたのに、政府が急遽たばこ消費税の増税を決定したことは、税調をないがしろにするものであると同時に、余りにも身勝手な措置であり、許されないものであります。

その他、所得税においても、分離課税を選択した場合の利子配当所得に対する地方税の課税を見送ったこと、不公平税制の是正も不十分なこと

等々の問題があります。

私は、政府に対し、来年度は本格的に住民税減税を断行すると同時に、今後の税制改革において、税の不正正と地方税収の安定的確保を図る観点から、抜本的税制改革を行うことを求めて、反対の討論を終わります。(拍手)

○福島委員長 経塚幸夫君。

○経塚委員 私、日本共産党・革新共同を代表して、政府提出の地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

反対の第一の理由は、何よりも国民が強く要望している大幅減税の願いにこたえていないからであります。

総理府が行った国民生活に関する世論調査によると、中曽根内閣成立後、税への要望が二四・五%から三七・七%へと急上昇、一般報道機関の世論調査でも重税と税の不公平感が八五%にも達しているのがあります。国民がいかに減税を求めているかは明白であります。

ところが、今回の政府提出案による減税は、非課税限度額の引き上げや同居特別障害者控除の引き上げなどを合わせても平年度わずかに五十二億円にすぎないのであります。

しかも、他方では、五千億円に上る個人住民税の増収と、大衆課税と言われているたばこ消費税、二千四百億円の引き上げであります。

特に、国庫負担金削減による地方財政へのツケ回しは、負担転嫁を禁止した地方財政法、さらに生存権を保障した憲法二十五条の精神に反するとともに、影響額の一部をたばこ消費税引き上げで補てんしようなどの態度は、国が負うべき責任を国民に転嫁するものであり、断じて容認できないものであります。

また、政府は、国民健康保険税の課税限度額を三十五万円から三十七万円に引き上げようとしていますが、これまた国民へのツケ回しにすぎないのであります。

今日、国民健康保険財政は、かつてない危機的

状況を迎えています。その最大の原因が国庫負担金の大幅な削減にあることは明白であります。

全国市町村の国民健康保険決算によると、収入額に占める保険料の割合は、五十五年度三二・三%であったものが、五十九年度は三六%へと大幅に増加しているにもかかわらず、国庫負担金の比率は、逆に五九・三%から四九・八%へと下がっており、実質削減額は四千四百四十一億円にも達しているのがあります。

加えて、退職者医療の見込み違いによる不足額も、三分の二しか補てんせず、保険料引き上げなどで国民の負担に肩がわりせるとともに、負担増で保険料が支払えなくなれば、保険証不交付という制裁措置さえ講じようとしているのであります。これまた憲法二十五条の生存権への侵害と言わねばなりません。

反対の第二の理由は、国民には減税どころか増税策をとりながら、他方、大企業にはさまざまな優遇措置が温存されているばかりか、今回拡大さえされようとしているのであります。

産業用電気税非課税措置など、そのほとんどが大企業で占められている優遇措置による税の軽減額は約二千五百億円にも上っており、毎年その見直しは強く要望されながら、六十一年度は産業用電気一品目の見直しなどごく微々たるものにとどまっています。そればかりか、新たに電気会社の電線地中化設備固定資産税の軽減措置や第二電電に対する事業所税非課税措置の創設など拡大さえされようとしているのであります。

日本共産党・革新共同議員団は、大企業、大資産家に対する優遇税制の見直しと、一兆六千億円の軍事予算を削減、二兆五千億円の大規模減税実施を内容とする予算組み替え提案を行ったところであります。

特に、個人住民税については、国民所得に占める負担率が、五十二年度の一・八%から六十一年度二・六五%となり、地方税に占める比率も二五・四%から二八・三%に上昇、年ごとに負担が増大しつつありますが、今五十二年度並みの国民所得

比にすれば一兆九千億円、地方税収比率にすれば八千七百億円の減税が必要となるのであります。

思い切った減税を実施することこそ、国民多数の要望にこたえるとともに、内需を拡大し、ひいては国と地方の財政再建にも大きく貢献するものであることを改めて強調して、討論を終わります。(拍手)

○福島委員長 これにて討論は終局いたしました。

○福島委員長 これより採決に入ります。地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○福島委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。(拍手)

○福島委員長 この際、ただいま議決いたしました法律案に対し、平林鴻三君外三名より、自由民主党・新自由国民連合、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・国民連合四派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。平林鴻三君。

○平林委員 私は、自由民主党・新自由国民連合、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・国民連合の四党を代表して、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案に對しまして、次の附帯決議を付したいと思ひます。

案文の朗読により趣旨説明にかえさせていただきます。

する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、今後の税制の検討に際しては、高齢化等社会経済の変化に対応しうる地方公共団体の財政基盤の強化を図るため、地方制度調査会の税財政に関する答申等の経緯を踏まえ、地方財源の確保に努めるとともに、次の事項について所要の措置を講ずべきである。

一 国、地方の機能分担に即応した税源再配分について、抜本的に検討すること。

二 利子所得等の課税の適正化を図るため、源泉分離による所得税の課税が行われているものについては、住民税の課税について適切な対応策を速やかに検討し、その実現を図ること。

三 税負担の公平を図るため、非課税等特別措置の整理合理化を図ること。

四 地方税収の安定確保を図るため、法人事業税における所得課税と外形課税の併用等課税標準の見直しを図ること。

五 事業所税については、その課税団体の範囲の拡大等所要の検討を行うこと。

六 国民の租税負担の現状に鑑み、個人住民税の減税の実現に努めること。

七 固定資産税の課税について、居住用資産等に係る負担軽減措置を更に検討すること。

右決議する。

以上であります。

何とぞ皆様方の御賛同をお願いいたします。

○福島委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○福島委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、小沢自治大臣から発言を求められておりますので、これを許します。小沢自治大臣。

○小沢国務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重して対処してまいります。

いと存じます。

○福島委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○福島委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○福島委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十一分散会

昭和六十一年三月二十九日印刷

昭和六十一年三月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局